

保育の実施を必要とする理由

- 1 月6時間以上の労働をしている（日常的な家事を除く）。
 - 2 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない。
（産前6週間前の月初から、産後8週間後の月末まで）。
 - 3 疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体に障害を有している。
 - 4 同居の親族（長期入院中の親族を含む）を常時介護又は看護している。
 - 5 災害復旧にあたっている。
 - 6 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
 - 7 在学中（職業訓練学校等の職業訓練含む）
 - 8 虐待又はDV
- ※ 育児休業中の場合はその児童を家庭で保育することができるため、原則、入園の対象にはなりません。ただし、育児休業を取得した時点において、すでに入園している児童がいる場合は継続して保育園に通うことができます。その場合、復職することが前提となりますので、育児休業期間と復職予定日を証明した就労証明の提出が必要となります。